

募 金 趣 意 書

公益財団法人 日本ワックスマン財団への寄付のご依頼

時下愈々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

公益財団法人 日本ワックスマン財団に関しましては、平素から何かとご高配を賜り感謝に堪えません。

当財団は、結核菌の特効薬として知られるストレプトマイシンの発見者ノーベル賞受賞者セルマン・エー・ワックスマン博士が、その特許料の一部を寄贈されたものを基金として、文部省の許可を得て昭和32年(1957年)に設立されました。

その後、特定公益増進法人として認可を受け、目的を達成するための助成活動等の諸事業を推進してまいりました。

このたび、当財団は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第44条の規定に基づき、平成22年11月25日付、内閣総理大臣より公益財団法人として認定されました。

財団の事業は医学、農学、薬学、等の領域における学術研究助成が中心となりますが、近年における研究は、科学技術の進歩に伴って手法が精密化し、それに要する研究費も急速に膨大化してまいりました。この状況に応じ、当財団は創立者の意図を尊重し、科学の育成発展に努力していく所存であります。その為には先覚者の深いご理解ご援助が緊要となり、また、それによつてのみ目的が実現し得るところであります。わが国を巡る諸条件は楽観を許さないものでありますことは十分に承知いたしておりますが、かかる時期こそ有能な人材の育成が我々の責務であると信じ、今後とも助成を続ける所存であります。

つきましては、当財団の事業目的をご理解下さいまして、公益目的事業の為の寄付をお願い申し上げます。

当財団は公益財団法人であるため、寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当し、寄付をした場合には税制上の優遇措置が適用されます。

公益財団法人 日本ワックスマン財団
理 事 長 北里 一郎

財団の概要

- (1) 名 称: 公益財団法人 日本ワックスマン財団
- (2) 所 在 地: 〒160-0015 東京都新宿区大京町30の8
- (3) 主務管庁: 内閣府
- (4) 事 業: (定款第3条より) この法人は、微生物学及び医学に関する学術研究を援助、奨励し、わが国の学術、文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- (5) 問合せ先: 公益財団法人 日本ワックスマン財団 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町30の8
TEL 03-5363-3741 / FAX 03-3351-4827
E-mail: toshihisa-sato@waksman.or.jp <http://www.waksman.or.jp/>